

地方支分部局の名称 鉱山保安監督部

省等の名称 経済産業省

回答担当課名 原子力安全・保安院 企画調整課

1 業務概要と必要性について

業務概要について

鉱山保安監督部では、鉱山における保安確保のため、鉱業権者が行う災害防止・鉱害防止等の措置の実施内容の監督・検査業務を実施。具体的には、監督業務（危害監督検査、災害特別検査、施設の設置・変更計画の認可、施設検査等）や鉱害防止業務（鉱害監督検査、鉱害特別検査、鉱害関連施設の設置・変更計画の認可、施設検査、休廃止鉱山の鉱害防止監督、金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく鉱害の防止を図るための特定施設の検査）等を行っている。

設置の必要性について

鉱業は、鉱山という自然を相手に坑内掘り等特殊な環境下で鉱物の採掘を行う事業であるとともに、ひとたび災害が発生した際の人的被害や環境への影響が甚大であり、鉱山における保安確保、環境保全には鉱山の特殊性を踏まえた的確な監督・規制行政の実施が不可欠である。規制対象たる鉱山は全国に存在しているとともに、災害発生時などには直ちに現場に急行し司法警察権に基づく司法捜査、再発防止措置の実施等の対応を行う必要があるため、実効的な鉱山保安行政の実施にあたっては、的確な規制・監督・災害対策を現場で実施することが不可欠である。また、鉱山保安の特殊性を踏まえ、環境規制や産業保安規制を含めて鉱山保安法体系のもと、鉱山保安監督部長に責任と権限を一元的に担わせ、生産・振興行政との適切な独立性を確保しながら、的確な保安の確保を図っているところである。なお、石炭等鉱山数は減少しているものの、鉱山は全国に660余り存在し、事故・災害の発生頻度は他産業と比して依然高い水準にある。また、操業が放棄された数多くの休廃止鉱山を含む鉱害対策も重要である。このような状況を踏まえ、鉱山保安行政の的確な実施体制として、鉱山保安監督部が設置されている。

2 管轄区域の設定理由について

鉱業法を運用し鉱業権を付与する経済産業局と鉱業権者を監督・規制する鉱山保安法を運用する鉱山保安監督部との管轄区域は同じであることが必要であるため、経済産業局と同じ管轄区域となっている。

3 沿革について

（別記1）のとおり。

4 組織及び予算・決算について

組織について

（別記2）のとおり。

予算・決算について

（別記3）のとおり。

5 本省との機能分担について

各鉱山における的確な検査・監督、災害発生時など緊急時の現場での迅速かつ的確な指導を実施するとともに、制度の運用を踏まえ、原子力安全・保安院本院の鉱山保安行政に係る企画立案への参画も行っている。

6 地方公共団体との関わりの状況について

定期的会合

1. 各都道府県防災会議 1～2回/年（各地方公共団体、防災関係機関 など）
2. 各都道府県環境審議会 1～2回/年（各地方公共団体、学識経験者 など）
3. 新潟県沿岸排出油防除協議会 1回/年
4. 鉱山保安関係府県連絡会議 1回/年（近畿管内地方公共団体）

定型的事務

1. 抗廃水処理施設、騒音発生施設等に係る認可・届出（手続き日数 = 2週間程度）
2. 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金に係る交付申請の受付・交付決定・確定等事務  
交付申請書、工事計画書、工事費明細書、工事進捗状況報告書、実績報告書、工事報告書、工事費決算書
3. 防災関係業務

その他不定期・臨時のもの

1. 地方公共団体からの要請による現地調査依頼
2. 産業保安規制連絡・調整
3. 各種相談

7 他の地方支分部局との関わりの状況について

定期的会合

なし

定型的事務

鉱山保安法違反事件や訴訟に関する地検との協議

その他不定期・臨時のもの

- 4 局部連絡会議 随時（札幌法務局、北海道労働局、北海道経済産業局）

8 地域住民との関わりの状況について

なし

9 4～8に関する地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

平成13年1月の省庁再編により、地方支分部局から原子力安全・保安院の地方機関に変更された。

## (別記1) 沿革関係

(単位：人)

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	年度未定員数
設置時(昭和24年)	鉱山保安等の事務を所掌する鉱山保安監督部として、全国8ブロック(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州)に鉱山保安監督部が、4ブロック(札幌、平、宇部、福岡)に炭鉱保安監督部が設置された。(5月)	245
昭和25年度	炭鉱保安監督部を廃止。鉱山保安監督部に統合。(5月)	347
昭和37年度	札幌、福岡両監督部を局に昇格(4月)	432
昭和40年度	昭和37年度と同様。	435
昭和47年度	沖縄の本土復帰に伴い、沖縄県を管轄する那覇事務所を設置(5月)	424
昭和48年度	金属鉱業等鉱害対策特別措置法の業務が所掌事務に追加された(5月)	413
昭和56年度	名古屋・大阪鉱山保安監督部、広島・四国鉱山保安監督部統合(4月)	373
昭和60年度	仙台・東京鉱山保安監督部統合(10月)	346
平成8年度	北海道鉱山保安監督局が北海道鉱山保安監督部となる(7月)	284
平成10年度	九州鉱山保安監督局が九州鉱山保安監督部となる(7月)	267
平成13年度	省庁再編により原子力安全・保安院に置かれる(1月)	247
現在(平成15年度)	平成13年度と同様。	232

## (別記2) 組織関係

地方支分部局別定員数(平成15年度末予定)(単位：人、%)

区分	北海道 監督部	関東 東北 監督部	中部 近畿 監督部	中国 四国 監督部	九州 監督部	那覇 事務所	合計	経済産業省	
								保安院	全体
定員数	40	75	39	36	35	7	232	406	8,437
比率	0.5	0.9	0.5	0.4	0.4	0.1	2.7	4.8	100.0

各地方支分部局の組織図は別添のとおり。

平成16年度に予定されている改正事項

特になし
------

## (別記3) 予算・決算関係

地方支分部局別・会計別平成14年度支出済額

(単位：百万円、%)

区分		北海道 監督部	関東 東北 監督部	中部 近畿 監督部	中国 四国 監督部	九州 監督部	那覇 事務所	合計	経済産業省	
									資源 エネルギー庁	全体
一般 会計	金額	758	2,240	520	632	447	66	4,663	462,788	992,379
	比率	0.08	0.23	0.05	0.06	0.05	0.01	0.47	46.63	100.00
	概要	鉱山保安行政における調査・監督・指導等								
石油及びエネルギー供給構造高度化対策特別会計	金額	178	88	-	-	645	-	911	473,835	473,835
	比率	0.04	0.02	-	-	0.14	-	0.19	100.00	100.00
	概要	鉱山保安行政における調査・監督・指導等								
合計	金額	936	2,328	520	632	1,092	66	5,574	936,623	1,466,214
	比率	0.06	0.16	0.04	0.04	0.07	0.00	0.38	63.88	156.54

本省全体額及び資源エネルギー庁全体額については沖縄経済産業部(内閣府)分を除いているため、歳出決算報告書の数字と異なる。

平成16年度に予定されている変更点

特になし
------

原子力安全・保安院  
638人

- 院 長
- 次 長
- 審 議 官 (3)
- 首席統括安全審査官
- 統括安全審査官 (9)
- 企画調整課
- 原子力安全技術基盤課
- 原子力安全特別調査課
- 原子力保安管理課
- 原子力発電安全審査課
- 原子力発電検査課
- 核燃料サイクル規制課
- 核燃料管理規制課
- 放射性廃棄物規制課
- 原子力防災課
- 電力安全課
- ガス安全課
- 保安課
- 液化石油ガス保安課
- 鉱山保安課

鉱山保安監督部 (事務所)  
232人

部…北海道、関東東北、中部近畿、中国四国、九州  
事務所…那覇

(六)

地方鉱山保安協議会

部 (所) 長

- 鉱務監督管理官
- 管 理 課
- 指導・石炭課 (北海道、九州)
- 監 督 課 (北海道、九州を除く。)
- 鉱 山 課 (北海道、九州)
- 石油保安課 (北海道、関東東北、九州)
- 鉱害防止課 (関東東北、那覇を除く。)
- 鉱害防止第一課 (関東東北)
- 鉱害防止第二課 (関東東北)
- 石炭鉱害防止課 (九州)

鉱山保安監督部支部 (関東、近畿、四国)

- 指 導 課
- 監 督 課
- 鉱害防止課
- 石油保安課 (関東)
- 石油施設課 (関東)

鉱山保安監督署 (北海道、九州)

地方支分部局の名称	地方整備局
省等の名称	国土交通省
回答担当課名	大臣官房地方課

1 業務概要と必要性について  
業務概要について

- ・直轄事業（河川、道路、国営公園、港湾、飛行場等）の実施
- ・直轄の公共施設（河川、道路、国営公園、港湾等）の管理（許認可等を含む。）
- ・補助事業（宅地、都市、河川、道路、住宅、港湾等関係）に係る事務の執行
- ・建設業、不動産業等の業行政（業の許可を含む。）
- ・都市計画、宅地供給、住宅・建築に関する許認可等の実施 等

設置の必要性について

地方整備局は中央省庁等改革基本法に基づき、旧運輸省及び旧建設省に置かれた公共事業に関する事務を行う地方支分部局であって、その管轄区域が一の都府県を超えるもの（具体的には港湾建設局及び地方建設局）は、一の都府県の区域を超える各地方を単位として統合し、これに、その管轄区域における国土交通省が所掌する公共事業の実施及び助成、地方計画に関する調査及び調整、施設の管理、災害の予防及び復旧その他の国土の整備及び管理に関する事務を主体的かつ一体的に処理させるために地方自治法第156条第4項の規定に基づく国会の承認を経て設置されたものである。

社会資本の整備については、国と地方が適切な役割分担の下に進めていくことが必要であり、国は広域的なニーズ又は国家的な見地からこれに取り組むことが必要。たとえば、洪水等により国民の生活又は全国的な経済活動に重大な支障がある水系、国土の骨格をなす極めて広域性の高い幹線道路、広域ブロック間を有機的に連携し国内輸送ネットワークを支える港湾・空港などを国が責任をもって整備等を行うことが必要であり、地方整備局が本省、他の地方支分部局、地方公共団体等とも連携しつつ地域ブロックにおいて対応することが適当。

2 管轄区域の設定理由について

地方整備局の行う道路、河川、砂防等の国の直轄事業及び管理事務の承継元の一つである建設省地方建設局が北海道、沖縄を除き全国を8つの管轄区域に区分し行政を行ってきたところから、その管轄区域を基本として設定されたものである。

地方整備局の担当業務に関して、地理的要因、一定の経済社会圏の存在等を勘案して全国（北海道、沖縄を除く。）を8つのブロックに分けている。

3 沿革について  
（別記1）のとおり。

4 組織及び予算・決算について  
組織について  
（別記2）のとおり。

予算・決算について  
（別記3）のとおり。

5 本省との機能分担について

地方整備局はそのブロックにおける国土の整備及び管理に関する事務を主体的かつ一体的に処理することとされており、公共事業の実施及び助成、地方計画に関する調査及び調整、施設の管理、災害の予防及び復旧等については基本的に地方整備局に委任されているが、地方整備局に委任した場合には、効率面や全国統一的な事業実施、地方整備局間の均衡等の観点から支障が生じる恐れがある、例えば次のようなものは本省が所掌することとしたところ。

ブロックを越えた利害の調整が必要なもの

全国に適用される統一的な基準・指針の作成に係るもの（全国的な観点から基準の例外を定める行為を含む）

直轄管理区間の範囲の確定等、地方整備局の行う事務・権限の範囲自体を定めるもの

6 地方公共団体との関わりの状況について（主なもの）

定期的会合

- ・（名称）地方ブロック戦略会議（メンバー）当省地方整備局長等、総合通信局長、地方農政局長、経済産業局長、都道府県知事、政令指定市市長、地元経済界等（目的）社会資本整備のあり方や観光の振興等の諸課題について、広域的視点に立って地方ブロック戦略を総合的に検討
- ・（名称）事業連絡協議会（メンバー）地方整備局長、都道府県知事、政令指定都市市長等（目的）建設関係事業について関係機関相互の連絡調整を図り、事業の円滑な推進に資する（備考）各都道府県ごと
- ・（名称）市町村懇談会（メンバー）地方整備局長等、港湾管理者、港湾所在市町村の長等（目的）港湾を活用した地域振興や今後の港湾整備のあり方に関する意見交換

定型的事務

- ・（事務）補助金の交付決定等（日数）30日以内（書類）補助金交付申請書等（備考）市町村は都府県を通じての申請、交付決定通知
- ・（事務）建設業許可等（地方公共団体経由）（日数）1週間程度（書類）申請書一式等

その他不定期・臨時のもの

- ・（事務）都市計画関係等各種認可等（書類）認可申請関係図書一式等（相手方）都府県・政令市等

7 他の地方支分部局との関わりの状況について（主なもの）

定期的会合

- ・（名称）ブロック連携推進会議（メンバー）地方整備局、地方運輸局、航空局等の局長等（目的）ブロックの各機関の連携を図る。
- ・（名称）総合物流施策推進会議（メンバー）地方整備局、地方運輸局、経済産業局、管区警察、税関、地方農政局、総合通信局、都道府県、都道府県警察、経済団体等（目的）物流施策の総合的な推進を図る。
- ・（名称）地方ブロック戦略会議（メンバー）当省地方整備局長等、総合通信局長、地方農政局長、経済産業局長、都道府県知事、政令指定市市長、地元経済界等（目的）社会資本整備のあり方や観光の振興等の諸課題について、広域的視点に立って地方ブロック戦略を総合的に検討

定型的事務

- ・（事務）歳出予算繰越事務（日数）30日（書類）繰越計算書、承認要求書（相手方）財務局
- ・（事務）水利使用の許可に係る協議（日数）1ヶ月（書類）許可申請書等（相手方）地方農政局、厚生労働省、経済産業局

その他不定期・臨時のもの

- ・（名称）地方整備局と地方運輸局の懇談会（メンバー）両局局長等（目的）両局の連携を図る。
- ・（名称）事業実施に伴う調整会議等（メンバー）海上保安部等  
< 6 及び 7 関連 > 名称はブロック毎等によって異なる。

8 地域住民との関わりの状況について

- ・ 公共事業実施に伴う住民説明（PI外環沿線協議会、横浜環状北西線オープンハウス等）
- ・ 各種イベントの実施（河川愛護月間におけるクリーン作戦、道路フェア、みなとまつり等）
- ・ 出前講座の実施（中高生、市民セミナー等）
- ・ ワークショップの設置（直轄海岸）
- ・ ホームページの開設
- ・ 港湾等見学会等

9 4～8に関する地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

中央省庁等改革基本法に定める国土交通省の編成方針に基づき、平成13年1月、旧運輸省港湾建設局と旧建設省地方建設局を統合し、新たに国土交通省の地方支分部局として、地方整備局を全国に8か所設置した。

地方整備局等が行う事務については、中央省庁等改革基本法に則し、従来から実施してきた直轄事業の施行等に関する事務に加え、都市行政、住宅行政、土地収用、建設産業行政、港湾空港行政等について、新たに本省から大幅な権限委譲を行った。また、いわゆる箇所付け等の権限をできるだけ地方整備局等に委任するとともに、地方公共団体が行う補助金等の申請手続等の窓口について地方整備局等に一元化し、二重行政を排除する公共事業予算の一括配分制度を平成13年度より導入した。これらにより、地方ブロック単位の総合行政の展開が可能となった。

(別記1) 沿革関係  
(地方建設局関係)

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	(単位:人) 年度未定員数
設置時(昭和23年)	地方建設局として、全国6ブロック(東北、関東、中部、近畿、中国、九州)に設置された(1月)	3,821
昭和33年度	北陸、四国が設置された(6月)	14,371
昭和40年度	昭和33年度と同様。	32,560
昭和60年度	昭和33年度と同様。	23,216

(港湾建設局関係)

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	(単位:人) 年度未定員数
設置時(昭和18年)	港湾建設部として、全国4ブロック(第一、第二、第三、第四)に設置された(11月)	
昭和27年度	港湾建設局として、全国4ブロック(第一、第二、第三、第四)に設置された(8月)	2,645
昭和36年度	伊勢湾港湾建設部を設置(4月)	6,518
昭和39年度	5ブロック(第一、第二、第三、第四、第五)となる。(6月)	7,019
昭和40年度	昭和39年度と同様。	7,011
昭和60年度	昭和39年度と同様。	4,407

(地方整備局関係)

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	(単位:人) 年度未定員数
平成12年度	地方建設局と港湾建設局を統合し、地方整備局として、全国8ブロック(東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州)に設置された。(1月)	23,377
現在(平成15年度)	平成12年度と同様。	22,768

(別記2) 組織関係

地方支分部局別定員数(平成15年度未予定)

(単位:人、%)

区分	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	合計	国土交通省	
										全体	
定員数	3,283	4,673	2,139	2,895	2,694	2,063	1,471	3,550	22,768	64,377	
比率	5.1	7.3	3.3	4.5	4.2	3.2	2.3	5.5	35.4	100.0	

各地方支分部局の組織図は別添のとおり。  
平成16年度に予定されている改正事項

特になし
------

(別記3) 予算・決算関係

地方支分部局別・会計別平成14年度決算

(単位:百万円、%)

区分		東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	合計	国土交通省	
											全体	
一般会計	金額	228,871	593,173	138,770	216,197	413,274	144,688	77,450	235,286	2,047,709	7,825,104	
	比率	2.9	7.6	1.8	2.8	5.3	1.8	1.0	3.0	26.2	100.0	
	概要	海岸事業、住宅対策、下水道事業等の公共事業及び一般行政に必要な経費										
道路整備特別会計	金額	424,858	860,675	244,563	545,681	621,003	359,535	236,070	504,669	3,797,054	4,848,883	
	比率	8.8	17.7	5.0	11.3	12.8	7.4	4.9	10.4	78.3	100.0	
	概要	道路整備に必要な経費										
治水特別会計	金額	229,988	331,556	127,588	162,990	191,534	154,644	76,133	207,158	1,481,591	1,773,015	
	比率	13.0	18.7	7.2	9.2	10.8	8.7	4.3	11.7	83.6	100.0	
	概要	治水事業に必要な経費										
空港整備特別会計	金額	541	15,562	224	26	1,437	458	6,319	11,390	35,957	478,582	
	比率	0.1	3.3	0.0	0.0	0.3	0.1	1.3	2.4	7.5	100.0	
	概要	空港整備に必要な経費										
港湾整備特別会計	金額	36,333	46,657	38,987	46,083	49,191	30,936	22,161	99,586	369,934	481,812	
	比率	7.5	9.7	8.1	9.6	10.2	6.4	4.6	20.7	76.8	100.0	
	概要	港湾整備に必要な経費										
自動車検査登録特別会計	金額	89	33			272	287		125	806	48,520	
	比率	0.2	0.1			0.6	0.6		0.3	1.7	100.0	
	概要	事務庁舎整備に必要な経費										
合計	金額	920,680	1,847,656	550,132	970,977	1,276,711	690,548	418,133	1,058,214	7,733,051	15,455,916	
	比率	6.0	12.0	3.6	6.3	8.3	4.5	2.7	6.8	50.0	100.0	

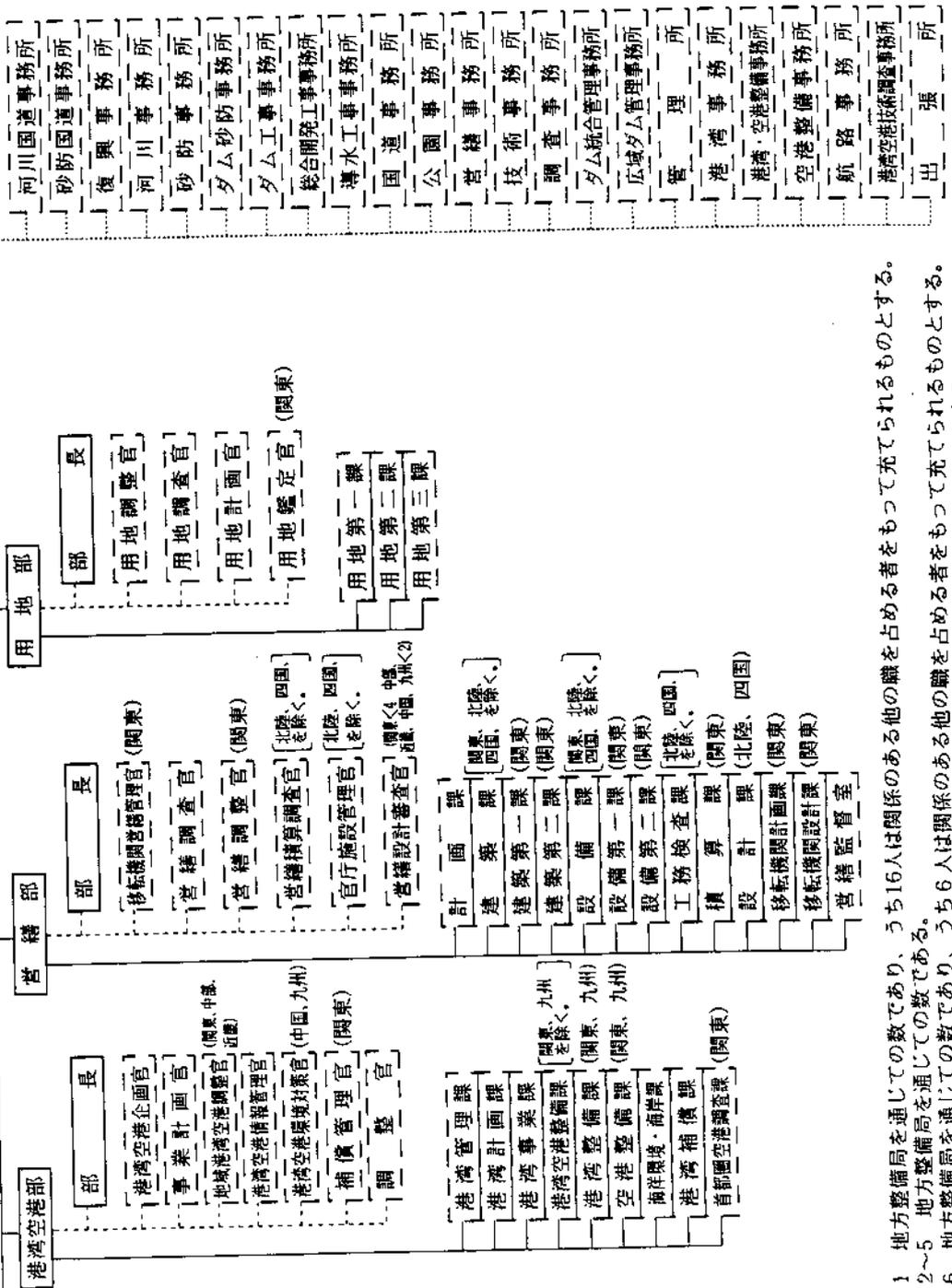
平成16年度に予定されている変更点

特になし
------

(注)

- ・平成14年度決算における支出額を支出官毎に集計。但し支出官が都道府県の場合は地方整備局に割り当てている。
- ・「全体」の欄は、本省と全ての支分部局を合わせた金額である。
- ・会計間の繰入は本省において重複計上されている。





\*1 地方整備局を通じての数であり、うち16人は関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。  
 \*2~5 地方整備局を通じての数である。  
 \*6 地方整備局を通じての数であり、うち6人は関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。  
 \*7 地方整備局を通じての数であり、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

地方支分部局の名称	北海道開発局
省等の名称	国土交通省
回答担当課名	北海道局総務課

1 業務概要と必要性について  
業務概要について

- ・直轄事業（河川、道路、国営公園、港湾、飛行場、農業、漁港等）の実施
- ・直轄の公共施設（河川、道路、国営公園、港湾等）の管理（許認可等を含む。）
- ・補助事業（宅地、都市、河川、道路、住宅、港湾、農業等関係）の執行
- ・建設業、不動産業等の業行政（業の許可を含む。）
- ・都市計画、宅地供給、住宅・建築に関する許認可等の実施 等

設置の必要性について

北海道開発法第2条第1項は、「国は、北海道総合開発計画を樹立し、これに基づく事業を昭和26年度から当該事業に関する法律の規定に従い、実施するものとする」と規定して、国が北海道開発を計画、実施することとしており、この北海道開発事業を実施する機関として、昭和26年、北海道開発局が設置された。中央省庁等改革により、現在、国土交通省の地方支分部局として設置されている。

北海道開発局は、国土交通省設置法第33条に基づき、国土交通省と農林水産省の所掌事務のうち、北海道の区域に係る上記の事務を分掌しており、本州等において地方整備局及び地方農政局がそれぞれ実施している直轄公共事業等を一元的に実施している。

これにより、北海道総合開発計画の調査・調整からその実施に至るまで一貫して総合的に推進することが可能となっており、国が北海道開発を進める上で、必要不可欠な役割を果たしている。

2 管轄区域の設定理由について

北海道開発局は、北海道開発事業を実施する機関として設置されたものであることから、その管轄区域は、北海道の区域とされている。

3 沿革について

（別記1）のとおり。

4 組織及び予算・決算について

組織について

（別記2）のとおり。

予算・決算について

（別記3）のとおり。

5 本省との機能分担について

北海道開発局は、北海道における国土の整備及び管理に関する事務を主体的かつ一体的に処理しており、公共事業の実施及び助成、施設の管理、災害の予防及び復旧等については基本的に北海道開発局に委任されているが、効率面や全国統一的な事業実施、他のブロック機関との均衡等の観点から支障が生じる恐れがあることから、例えば、ブロックを越えた利害の調整が必要なもの、全国に適用される統一的な基準・指針の作成に係るもの（全国的な観点から基準の例外を定める行為を含む）等については、本省が所掌することとしている。

また、北海道開発局は、北海道総合開発計画に関する調査及び調整等を行っており、本省においては関係各府省との調整を行いつつ、北海道総合開発計画の企画及び立案等を行っている。

さらに、農林水産省との関係においては、農林水産省所管の林野公共事業を除く直轄公共事業の実施及び補助事業の補助金経由事務について、北海道開発局が一元的に実施（農林水産省の所掌事務については農林水産大臣が北海道開発局を指揮監督）している。

6 地方公共団体との関わりの状況について（主なもの）

定期的会合

（名称）北海道ブロック戦略懇話会（目的）社会資本整備のあり方や観光の振興等の諸課題について、広域的視点に立って地方ブロック戦略を総合的に検討（頻度）年1回程度（構成員）北海道開発局、北海道総合通信局、北海道経済産業局、北海道運輸局、北海道、札幌市、地元経済界等

（名称）地域連携会議（目的）地域における総合的な意見交換の場（頻度）年2回程度（構成員）開発建設部、支庁、土木現業所、各市町村

（名称）直轄事業に係る連絡調整会議（目的）所管事業に係る情報交換・意志疎通の円滑化を図る（頻度）年2～3回程度（構成員）北海道開発局と北海道及び北海道開発局と札幌市

（名称）北海道港湾連絡会議（目的）北海道港湾の整備方向について相互に連絡調整を図り、もって北海道港湾の共通の発展に資することを目的とする。（頻度）年1回程度（構成員）北  
定型的事務

（事務）補助金の交付決定等（日数）30日以内（書類）補助金交付申請書等（備考）市町村は北海道を通じての申請、交付決定通知

（事務）建設業許可等（地方公共団体経由）（日数）1週間程度（書類）申請書一式等

その他不定期・臨時のもの

（事務）都市計画関係等各種認可等（日数）約1ヶ月（書類）認可申請関係図書一式等（相手方）北海道、札幌市等

7 他の地方支分部局との関わりの状況について

定期的会合

（名称）北海道開発局・北海道経済産業局連絡会議（目的）所管事業についての意見交換等（頻度）年2回程度（構成員）北海道開発局、北海道経済産業局

（名称）国土交通省北海道地域連絡会議（目的）一体的な行政を運営することにより、さらに質の高い行政サービスを提供する（頻度）年2回程度（構成員）北海道開発局、国土地理院北海道地方測量部、北海道運輸局、札幌航空交通管制部、北海道船員地方労働委員会、札幌管区气象台、函館海洋气象台、函館地方海難審判庁、函館地方海難審判理事所、第一管区海上保安本部

（名称）北海道総合物流施策推進会議（目的）北海道における総合的な物流施策の推進を図る（頻度）年1回程度（構成員）北海道開発局、北海道運輸局、北海道経済産業局、北海道、札幌市等

（名称）産学官政策懇話会（目的）中長期的・緊急的課題、発展に向けた取組について、共通認識を持つ（頻度）年2回程度（構成員）北海道開発局、北海道、札幌市、北海道運輸局、北海道経済産業局、北海道財務局外

（名称）北海道農政推進連絡会議（目的）北海道における新基本法農政の総合的推進を図る（頻度）年3回程度（構成員）北海道開発局、北海道統計・情報事務所、北海道農政事務所、（独）小樽農林水産消費技術センター、（独）北海道農業研究センター

定型的事務

（事務）歳出予算繰越事務（日数）30日程度（書類）繰越計算書、承認要求書等（相手方）北海道財務局

（事務）水利使用の許可に係る協議（日数）約1ヶ月（書類）許可申請書等（相手方）北海道経済産業局、厚生労働省

その他不定期・臨時のもの

（事務）所管換協議（書類）申請書、函面等（相手方）北海道財務局等

8 地域住民との関わりの状況について

- ・公共事業実施に伴う住民説明
- ・各種イベントの実施（河川愛護月間におけるクリーン作戦、道の日、みなとまつり等）
- ・ホームページによる事業紹介
- ・港湾見学会
- ・運搬排雪見学会
- ・「わが村は美しく - 北海道」運動（コンクール、シンポジウム等）等

9 4～8に関する地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

北海道開発局が行う事務については、中央省庁等改革基本法に則し、従来から実施してきた直轄事業の施行等に関する事務に加え、都市行政、住宅行政、土地収用、建設産業行政、港湾空港行政等について、新たに本省から大幅な権限移譲を行った。また、いわゆる箇所付け等の権限をできるだけ北海道開発局に委任するとともに、地方公共団体が行う補助金等の申請手続等の窓口について北海道開発局に一元化し、二重行政を排除する公共事業予算の一括配分制度を平成13年度より導入した。これらにより、北海道における一層の総合行政の展開が可能となった。

## (別記1) 沿革関係

(単位:人)

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	年度末定員数
設置時(昭和26年度)	北海道開発事業の総合的効率的運営を図るため、河川、道路、港湾、農業等の直轄公共事業を一元的に所掌する地方支分部局として、北海道に設置された。(7月)	3,152
昭和40年度	昭和26年度と同様	11,767
昭和60年度	昭和26年度と同様	9,026
平成12年度	公共事業に関する補助金交付事務、都市計画・住宅等の許認可、建設業等の指導・監督等の事務が本省から移管された。(1月)	7,023
現在(平成15年度)	平成12年度末と同様	6,519

## (別記2) 組織関係

地方支分部局別定員数(平成15年度末予定)

(単位:人、%)

区分	北海道開発局	合計	国土交通省
			全体
定員数	6,519	6,519	64,377
比率	10.1	10.1	100.0

各地方支分部局の組織図は別添のとおり。  
平成16年度に予定されている改正事項

特になし

## (別記3) 予算・決算関係

地方支分部局別・会計別平成14年度決算

(単位:百万円、%)

国土交通省所管		北海道	合計	国土交通省 全体
一般会計	金額	204,594	204,594	7,825,104
	比率	2.6	2.6	100.0
	概要	海岸事業、住宅対策、下水道事業等の公共事業及び一般行政に必要な経費		
道路整備特別会計	金額	341,455	341,455	4,848,883
	比率	7.0	7.0	100.0
	概要	道路整備に必要な経費		
治水特別会計	金額	135,986	135,986	1,773,015
	比率	7.7	7.7	100.0
	概要	治水事業に必要な経費		
港湾整備特別会計	金額	62,771	62,771	481,812
	比率	13.0	13.0	100.0
	概要	港湾整備に必要な経費		
空港整備特別会計	金額	5,560	5,560	478,582
	比率	1.2	1.2	100.0
	概要	空港整備に必要な経費		
合計	金額	750,365	750,365	15,407,396
	比率	4.9	4.9	100.0

農林水産省所管		北海道	合計	国土交通省 全体
一般会計	金額	19,822	19,822	2,657,353
	比率	0.7	0.7	100.0
	概要	漁港事業等に必要な経費		
国営土地改良事業特別会計	金額	109,793	109,793	577,816
	比率	19.0	19.0	100.0
	概要	国営土地改良事業に必要な経費		
合計	金額	129,615	129,615	3,235,169
	比率	4.0	4.0	100.0

平成16年度に予定されている変更点

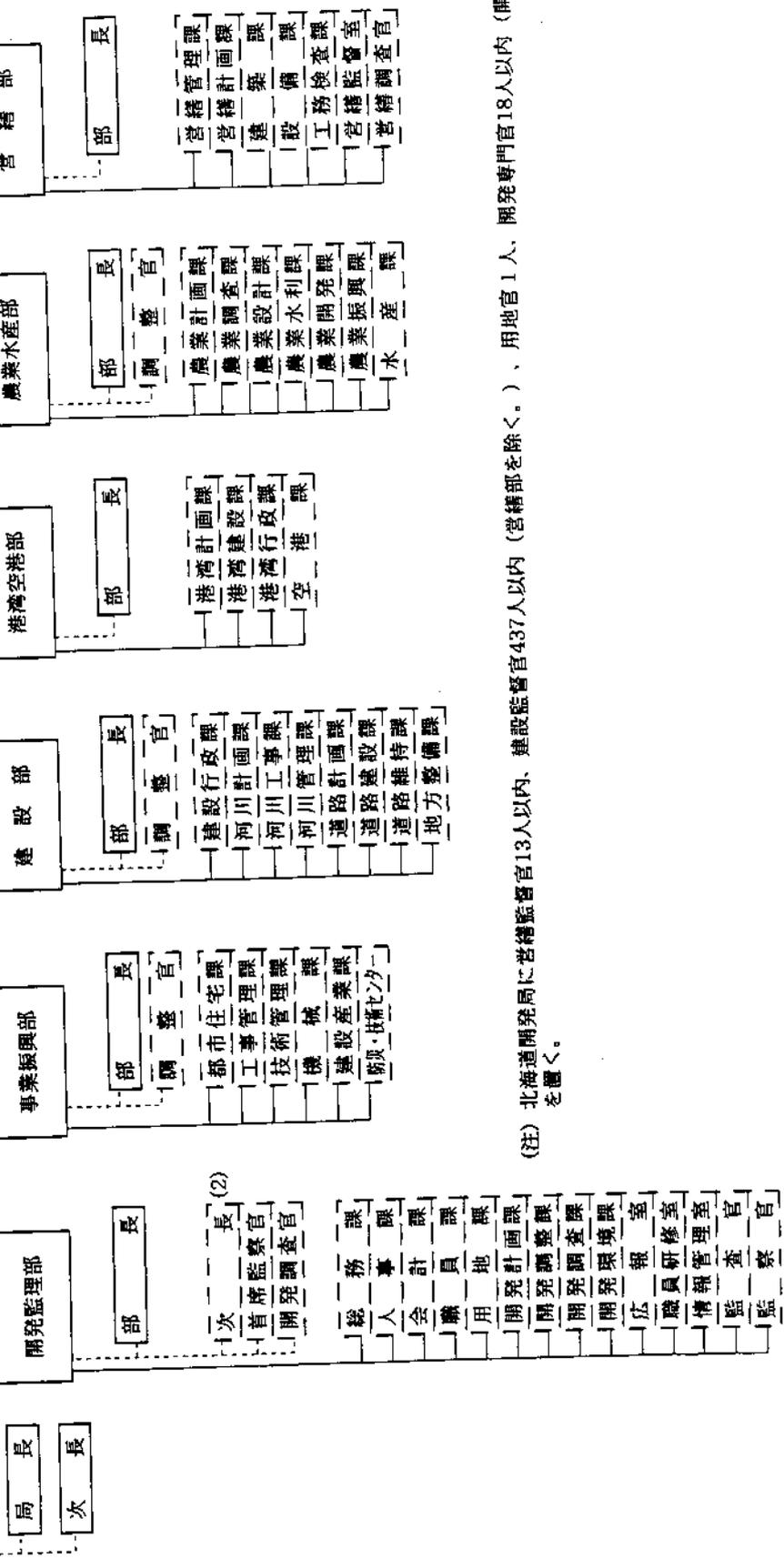
特になし

## (注)

- ・平成14年度決算における支出額を支出官毎に集計。但し支出官が北海道の場合は北海道開発局に割り当てて
- ・「全体」の欄は、本省と全ての支分部局を合わせた金額である。
- ・会計間の繰入は本省において重複計上されている。

北海道開発局  
6,519人

(別図)  
「開発建設部」



(注) 北海道開発局に営繕監督官13人以内、建設監督官437人以内(営繕部を除く。)、用地官1人、開発専門官18人以内(開発建設部を除く。)  
を置く。

地方支分部局の名称	地方運輸局・運輸支局
省等の名称	国土交通省
回答担当課名	大臣官房総務課

1 業務概要と必要性について  
業務概要について

所管区域における交通計画、貨物流通、観光、鉄軌道・自動車交通・海事に関する施設の整備・事業・安全確保に関する事務

設置の必要性について

国土交通省が担っている交通のサービス向上や安全確保等の交通・観光政策は、以下により国とその地方支分部局である地方運輸局が行うことが適当である。

交通事業は、総合的な交通サービスとして、広域的な利用者ニーズに応えることが必要であることから、これに対応する交通行政も都道府県を超えた広域的な展開が必要。たとえば、国際観光振興についても広域的な観光ルートの開発等、都道府県の枠をこえて広域的に展開する必要があり、バス等についても、幹線鉄道・空港等への接続等、広域幹線ネットワークの整備という広域的な観点が必要なことから、地方運輸局が本省、他の地方支分部局、地方公共団体等とも連携しつつ地域ブロックにおいて対応することが適当。

規制緩和により事後チェック行政へ転換が進む中で、輸送の安全確保は交通行政の基本。その適切な遂行には、全国一律の基準・一元的運用による透明性・公平性を確保、国際的な統一基準への的確な対応、技術基準・許可基準の適用・解釈に係る高い専門能力の確保が必要であり、これらに的確に対応できる地方運輸局が本省と連携をとりつつ実施することが適当。

2 管轄区域の設定理由について

現在地方運輸局は全国を9の地方ブロックに分け管轄している。

ブロック機関については、当該機関が担当する業務に関して、地理的・経済社会的な一体性、地域特性等を勘案して、全国をどのようなブロックに分割していくかを決定するのが適当である。

地方運輸局の担当する陸運、海運関係の業務に関して、海や山地による地理的な隔離、一定の経済社会圏の存在、人流・物流の実態、豪雪地帯であることの共通性等を勘案して、全国を9部ブロックにわけている。

また、国の他のブロック機関についても、全国を9ブロック以上に分割しているケースが多く、これらと連携を図る上でも適切なものである。

3 沿革について

(別記1)のとおり。

4 組織及び予算・決算について

組織について

(別記2)のとおり。

予算・決算について

(別記3)のとおり。

5 本省との機能分担について

本省においては、全国規模の交通・観光政策の基本的な方針・政策の企画立案や、安全の確保について全国一律の基準の運用を図るなどの業務を実施している。

一方、地方運輸局においては、都道府県を超える広域的な利用者ニーズへの対応、全国の見地から対応すべき安全の確保、国民の利便性の考慮、業務の効率化の観点から地方運輸局が実施することが的確である業務について、分掌している。

業務の実施にあたっては、本省と連携しつつ、地域特性を踏まえたきめ細かなものとするとともに、関係省庁の地方支分部局、地方公共団体、関係事業者、地域住民等と連携を図りつつ政策課題に取り組んでいる。

6 地方公共団体との関わりの状況について

定期的会合

**地方ブロック戦略会議**（年2回）：地方支分部局（地方整備局・地方運輸局・地方航空局・管区気象台・管区海上保安本部・地方農政局・経済産業局等）、地方公共団体（都道府県・政令指定市）、地元経済界等が参加。社会資本整備のあり方や観光・地域振興戦略等について広域的視点に立って地方ブロック戦略を総合的に検討。

**都道府県防災会議**（年1回）：地方支分部局（地方運輸局、地方整備局、地方気象台、財務局等）、地方公共団体（都道府県）、関係団体等が参加。災害対策基本法に基づき総合的かつ計画的な防災行政を推進

**港湾保安委員会**：港湾管理者、海上保安庁、警察、入国管理局、税関、地方整備局、民間事業者が参加。水際対策・危機管理体制強化のため全国の港湾に順次設置されている会合で、港湾の保安対策に関し、関係機関の連携・協力について調整を図る。

定型的事務

「地方ブロック公共交通・地域交通環境計画」の策定：地方支分部局・地方公共団体を含む地方交通審議会で審議される。

その他不定期・臨時のもの

**地方交通審議会**：地方公共団体（都道府県）、関係行政機関の長等が参加。地方運輸局の所掌に関する重要事項を調査・審議すると共に、これに関して必要な事項を地方公共団体を含む関係行政機関の長に建議する。

**低公害車普及協議会**（年1～2回）：地方支分部局（地方運輸局、経済産業局、環境省環境対策調査官事務所）、関係地方公共団体（都道府県、市町村）、関係団体が参加。低公害車の普及促進方策等を定める。

**バス関係の地域協議会**：地方運輸局・地方公共団体（都道府県、市町村）・関係団体が参加。県内の乗合バス等の生活交通の確保を図る。

7 他の地方支分部局との関わりの状況について

定期的会合

**地方ブロック戦略会議**（年2回）：地方支分部局（地方整備局・地方運輸局・地方航空局・管区気象台・管区海上保安本部・地方農政局・経済産業局等）、地方公共団体（都道府県・政令指定市）、地元経済界等が参加。社会資本整備のあり方や観光・地域振興戦略等について広域的視点に立って地方ブロック戦略を総合的に検討。

**都道府県防災会議**（年1回）：地方支分部局（地方運輸局、地方整備局、地方気象台、財務局等）、地方公共団体（都道府県）、関係団体等が参加。災害対策基本法に基づき総合的かつ計画的な防災行政を推進

**港湾保安委員会**：港湾管理者、海上保安庁、警察、入国管理局、税関、地方整備局、民間事業者が参加。水際対策・危機管理体制強化のため全国の港湾に順次設置されている会合で、港湾の保安対策に関し、関係機関の連携・協力について調整を図る。

定型的事務

「地方ブロック公共交通・地域交通環境計画」の策定：地方支分部局・地方公共団体を含む地方交通審議会で審議される。

その他不定期・臨時のもの

**地方交通審議会**：地方公共団体（都道府県）、関係行政機関の長等が参加。地方運輸局の所掌に関する重要事項を調査・審議すると共に、これに関して必要な事項を地方公共団体を含む関係行政機関の長に建議する。

**低公害車普及協議会**（年1～2回）：地方支分部局（地方運輸局、経済産業局、環境省環境対策調査官事務所）、関係地方公共団体（都道府県、市町村）、関係団体が参加。低公害車の普及促進方策等を定める。

8 地域住民との関わりの状況について

運輸局における施策について、説明会・セミナー等を積極的に開催することで、地域住民との関わりを多く持ち、施策の理解を深めてもらうことにより、運輸局と地域住民と一体となって施策を進めているところ。

- ・運輸局における交通・観光施策について説明会を開催
- ・交通バリアフリー教室、交通バリアフリー法に基づく基本構想策定促進セミナーの開催し、交通バリアフリーに対する理解と普及を推進
- ・運輸支局で交通アドバイザー会議を開催し、交通利用者のニーズの把握
- ・バス関係の地域協議会に参加し、利用者、NPO等とも連携 等

9 4～8に関する地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

- ・中央省庁等改革に伴い、地方運輸局の自動車検査部門を自動車検査独立行政法人へ移行

## (別記1) 沿革関係

(単位:人)

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	年度未定員数
設置時(24年)	(運輸省が設置された。) 鉄軌道・自動車交通・海事に関する施設の整備・事業・安全確保に関する事務を所掌する海運局(10局:北海・東北・新潟・関東・東海・近畿・神戸・中国・四国・九州)・公共船員職業安定所(19所)・陸運局(9局:札幌・仙台・新潟・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡)が設置された。(6月)	5,315
昭和27年度	公共船員職業安定所が海運局に併合された。(8月)	3,510
昭和40年度	昭和27年度と同様	3,022
昭和59年度	海運局及び陸運局が併合され、地方運輸局(9局:北海・東北・新潟・関東・中部・近畿・中国・四国・九州)及び神戸海運監理部が設置された。(7月)	2,697 (地方事務官制度の改正)
昭和60年度	昭和59年度と同様	5,634
平成12年度	国土交通省が設置された。	5,689
平成14年度	地方運輸局本局に企画2部の設置、海事関係3部の行政課題ごとの2部体制への再編成、海運支局・陸運支局を統合した運輸支局の設置、神戸運輸監理部の設置、管轄区域の変更(9局:北海・東北・北陸信越・関東・中部・近畿・中国・四国・九州)、小規模な海運支局の運輸支局への統合・地域の実情に応じ海運支局を改組した海事事務所の設置等の組織改正が実施された。(7月)	4,737
現在(平成15年度)	地方運輸局の自動車検査部門が自動車検査独立行政法人に移行された。(7月) 平成14年度と同様	4,684

## (別記2) 組織関係

地方支分部局別定員数(平成15年度末予定)

(単位:人、%)

区分	北海道	東北	関東	北陸信越	中部	近畿	神戸	中国	四国	九州	合計	国土交通省	
												全体	
定員数	416	427	907	309	542	512	187	453	314	617	4,684	64,377	
比率	0.6	0.7	1.4	0.5	0.8	0.8	0.3	0.7	0.5	1.0	7.3	100.0	

各地方支分部局の組織図は別添のとおり。

平成16年度に予定されている改正事項

特になし

## (別記3) 予算・決算関係

地方支分部局別・会計別平成14年度決算

(単位:百万円、%)

区分		北海道	東北	関東	北陸信越	中部	近畿	神戸	中国	四国	九州	合計	国土交通省	
													全体	
一般会計	金額	2,775	2,406	3,911	1,796	2,948	3,190	1,394	3,012	2,351	4,199	27,982	7,825,104	
	比率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.4	100.0	
	概要	各運輸局の一般行政経費。												
自動車検査登録特別会計	金額	1,488	1,756	6,458	1,543	3,324	4,118	357	2,262	857	2,426	24,589	48,520	
	比率	3.1	3.6	13.3	3.2	6.9	8.5	0.7	4.7	1.8	5.0	50.7	100.0	
	概要	各運輸局の一般行政経費。												
合計	金額	4,263	4,162	10,369	3,339	6,272	7,308	1,751	5,274	3,208	6,625	52,571	7,873,624	
	比率	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.7	100.0	

平成16年度に予定されている変更点

特になし

- (注) ・平成14年度決算における支出額を支出官毎に集計。  
 ・「全体」の欄は、本省と全ての支分部局を合わせた金額である。  
 ・会計間の繰入は本省において重複計上されている。

地方運輸局  
4,684人

(九) 〔北海道、東北、関東、北陸信越、中部、近畿、中国、四国、九州〕

局長

総務部

部長

部長

次長

調査官

総務課

人事課

会計課

広報対策官

(北陸信越を除く。)

(九州)

企画振興部

部長

次長

交通・観光計画調整官

企画課

物流振興・施設課

観光振興課

中部国際空港了ケレス対策室 (中部)

(北陸信越を除く。)

(関東、中部、近畿、九州)

交通環境部

部長

環境・安全課 (関東、中部、近畿、九州)

環境・安全防災課 (北海道、東北、中国、四国)

情報・防災課 (関東、中部、近畿、九州)

消費者行政課

情報調査官 (北海道、東北、中国、四国)

企画部

部長

交通・観光計画調整官

企画・情報課

物流振興・施設課

観光振興課

環境・安全防災課

消費者行政課

(北陸信越)

鐵道部  
部長  
調整官

監理課 (關東、中部、近畿)  
 計画課  
 技術課 (關東を除く。)  
 技術第一課 (關東)  
 技術第二課 (關東)  
 安全対策課 (四国を除く。)  
 安全対策推進官 (四国)

自動車交通部  
部長  
次長 (中部、九州)

旅客課 (北陸信越、四国)  
 旅客第一課 (北陸信越、四国を除く。)  
 旅客第二課 (北陸信越、四国を除く。)  
 貨物課  
 監査指導課 (關東、近畿を除く。)

自動車業務  
監査指導部  
部長

監査指導第一課  
 監査指導第二課

自動車技術安全部  
部長  
次長 (關東、近畿)

管理課 (四国を除く。)  
 整備・保安課 (關東、中部、近畿、九州を除く。)  
 整備課 (關東、中部、近畿、九州)  
 安全・環境課 (關東、中部、近畿、九州)  
 技術課  
 管理業務調整官 (四国)  
 安全・環境調整官 (北海道、東北、北陸信越、中国、四国)







(別表①)

支局	課、次長及び官の配置	支局	課、次長及び官の配置
札幌	△▲ ▽	札幌	○△▲ ▽
函館	○△▲ ◇◆☆	函館	○△▲ ◇◆☆
旭川	○△▲ ◇◆☆	知床	○△▲ ◇◆☆
室蘭	○△▲ ◇◆☆	三石	○△▲ ◇◆☆
釧路	○△▲ ◇◆☆	釧路	○△▲ ◇◆☆
帯広	□	釧路	○△▲ ◇◆☆
北見	□	釧路	○△▲ ◇◆☆
青森	○△▲ ◇◆☆	釧路	○△▲ ◇◆☆
岩手	○△▲ ◇◆☆	釧路	○△▲ ◇◆☆
宮城	△▲ ◇◆☆	釧路	○△▲ ◇◆☆
秋田	○△▲ ◇◆☆	釧路	○△▲ ◇◆☆
山形	○△▲ ◇◆☆	釧路	○△▲ ◇◆☆
福島	○△▲ ◇◆☆	釧路	○△▲ ◇◆☆
茨城	○△▲ ◇◆☆	釧路	○△▲ ◇◆☆
栃木	□	釧路	○△▲ ◇◆☆
群馬	□	釧路	○△▲ ◇◆☆
埼玉	○△▲ ◇◆☆	釧路	○△▲ ◇◆☆
千葉	○△▲ ◇◆☆	釧路	○△▲ ◇◆☆
東京	○(3人) ◇◆☆	釧路	○△▲ ◇◆☆
神奈川	△▲ ◇◆☆	釧路	○△▲ ◇◆☆
山梨	○□ ◇◆☆	釧路	○△▲ ◇◆☆
新潟	△▲ ◇◆☆	釧路	○△▲ ◇◆☆
富山	○△▲ ◇◆☆	釧路	○△▲ ◇◆☆
石川	○△▲ ◇◆☆	釧路	○△▲ ◇◆☆
長野	△▲ ◇◆☆	釧路	○△▲ ◇◆☆
福井	○△▲ ◇◆☆	釧路	○△▲ ◇◆☆

○印は次長配置局  
 △印は企画調整官配置局  
 ▲印は総務企画課配置局  
 □印は輸送課配置局  
 ■印は海事課配置局  
 ◇印は船舶検査官配置局  
 ◆印は船舶検度官配置局  
 ☆印は船員労務官配置局  
 ★印は外国船舶監督官配置局  
 ▽印は上席自動車検査官配置局